

資格委員会主催の研修会と同等と認められる地域等での研修実施基準

スポーツメンタルトレーニング指導士「申請・更新の手引き」に記載された研修実績の「その他の研修会」について、日本スポーツ心理学会資格委員会は、各地域において開催される以下のような研修会への参加に対して、資格認定（更新）のための研修ポイントを認める。なお、資格更新の際には「学会が主催する研修会」と同等の研修会として6ポイントにも換算することができる。ただし上限を5とする。

1. 地域別指導士研修会（定期型）

目的：各地域の資格取得者や取得希望者による継続的な研修会の開催。

開催内容：原則として、スポーツメンタルトレーニングの実施、スポーツや運動実践者を対象とした心理サポート等に関する事例検討を行う。

開催基準：研修会参加者のうち、3名以上の指導士が参加していること。ただし、この内1名以上を上級指導士とすること。また、他の心理関連の有資格者でスポーツ選手のサポート実績を持つ者を指導士と同等にみなしてもよい。

研修時間：1回2時間以上で、年間6回以上継続されること。

ポイント：1年間継続された研修会に4回以上参加した者に、2ポイントを認定する。

手続き：事前に資格委員会資質向上部門（地域担当部門員が受付）に開催申請を行い、実施後活動報告をする。その報告をもとに日本スポーツ心理学会資格委員会資質向上部門（資格委員会理事を含む）が条件を満たしているかを確認し、申請者のポイントを認める。

2. 地域別指導士研修会（単発型）

目的：各地域での研修会の企画・運営・開催。

開催内容：スポーツメンタルトレーニングや心理サポートに関する講義、ワークショップ、事例検討などとする。

開催基準：資格取得者2名以上で企画・運営すること。ただし、沖縄県、四国4県については、資格取得者の人数が極めて少ないため、資格取得者1名以上とする。

研修時間：1回5時間程度。

ポイント：参加者のうちスポーツ心理学会員には1ポイント。講師には2ポイントを認定する。

手続き：事前に資格委員会資質向上部門（地域担当部門員が受付）に開催申請を行い、実施後活動報告をする。その報告をもとに日本スポーツ心理学会資格委員会資質向上部門（資格委員会理事を含む）が条件を満たしているかを確認し、申請者のポイントを認める。

開催補助：資格委員会および資質向上部門が認めた地域については、年間1回まで、講師1名の国内旅費を資格委員会の予算から補助を受けることができる。この地域の認定については、指導士の人数等を考慮し、毎年確認が行われる。2018年度は、①北海道・東北地区、②信越・北陸・東海地区、③中国・四国地区、④九州・沖縄地区の4地区とする。

<申請・報告について>

①開催申請

開催申請書（書式1）に、「代表者名・企画者名」, 「研修会開催予定日時」, 「場所」, 「研修内容と講師名」等を記載し, 事前に資格委員会資質向上部門（地域担当部門員が受付）に提出する.

②活動報告

活動の終了時には, 活動報告書（書式2）と参加者名簿（書式3）を提出する.

以上

2018年11月12日現在